

目 次

I 職員給与実態調査関係資料

平成21年職員給与実態調査の概要	1
第1表 部局別、給料表別調査人員	2
第2表 給料表別平均給与月額等	2
第3表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表 給料表別、級別平均給料月額等	4
第5表 平均給与月額の前年対比	6
第6表 諸手当等平均支給月額等の前年対比	7
第7表 管理職手当の支給状況	8
第8表 扶養手当の支給状況	9
第9表 住居手当の支給状況	10
第10表 通勤手当の支給状況	11
第11表 特殊勤務手当の種類別平均支給額	14
第12表 給料表別、級別、号給別人員	15
第13表 給料表別、級別、経験年数別、年齢別人員	41

II 職種別民間給与実態調査関係資料

平成21年職種別民間給与実態調査の概要	51
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	52
第15表 民間における給与改定の状況	52
第16表 民間における定期昇給の実施状況	52
第17表 民間における初任給の改定状況	53
第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	53
第19表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	54
第20表 民間における昇給制度の状況	72
第21表 民間における家族手当の支給状況	72
第22表 民間における住宅手当の支給状況	72
第23表 民間における特別給の支給状況	73
第24表 民間における冬季賞与の配分状況	73
第25表 民間における雇用調整の実施状況	74

第26表	民間における所定労働時間の状況（秋田県）	74
Ⅲ	公民比較関係資料	
第27表	公民給与の較差	75
第28表	職員と民間企業の従業員との給与比較における職種対応	75
Ⅳ	生計費等関係資料	
	平成21年4月の標準生計費算定方法	77
第29表	秋田市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成21年4月)	78
(参考)	全国における費目別、世帯人員別生計費換算乗数	78
第30表	労働経済指標	79

平成21年職員給与実態調査の概要

本年実施した職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るため、平成21年4月1日現在で実施したものである。

2 調査機関

秋田県人事委員会

3 調査対象職員

平成21年4月1日現在、次の条例の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）である。

- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 市町村立学校職員の給与等に関する条例

4 集 計

調査対象職員について、秋田県人事委員会が、各任命権者において作成したマスターテープ等を基に、秋田県学術国際部情報企画課に依頼して電算処理を行い、集計した。

第1表 部局別、給料表別調査人員

部局	給料表									
	行政職	公安職	海事職	教育職 (県立校)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (中小校)	計
知事	3,054		17	28	201	18	138	116	5	3,577
警察	311	1,919		1	12			2		2,245
教育委員会	219			54					65	338
高等学校等	215		7	2,832			7		11	3,072
中・小学校	338						72		5,784	6,194
その他	65									65
計	4,202	1,919	24	2,915	213	18	217	118	5,865	15,491

(注) 再任用職員は含まない。(以下、第13表まで同じ。)

第2表 給料表別平均給与月額等

給料表	一人当たり平均					
	給与月額	給料の調整額	教職調整額	扶養手当	管理職手当	地域手当
行政職	340,184 ^円 (353,635)	147 ^円	— ^円	13,018 ^円	14,261 ^円 (16,977)	525 ^円
公安職	330,932 (343,221)	137	—	14,175	2,353 (2,801)	146
海事職	354,118 (367,083)	—	—	15,250	—	—
教育職 (県立校)	353,197 (367,160)	5,330	13,157	9,281	2,852 (3,395)	—
研究職	359,239 (373,639)	1,464	—	14,920	16,175 (19,256)	—
医療職 (1)	423,950 (440,806)	8,833	—	13,833	49,883 (59,385)	73,200
医療職 (2)	320,353 (331,898)	3,720	—	7,705	8,818 (10,497)	—
医療職 (3)	338,842 (351,652)	8,575	—	3,131	8,019 (9,547)	—
教育職 (中小校)	372,850 (388,184)	1,518	12,888	8,914	5,741 (6,835)	—
計	353,947 (368,048)	1,782	7,355	10,785	7,335 (8,732)	246

(注) 1 その他は、初任給調整手当、特勤手当等である。
2 () 内は、給与条例附則によって減額される前の額である。

第3表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区 分	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男 性	女 性
行 政 職		45.1%	7.7%	47.2%	—%	81.3%	18.7%
公 安 職		47.7	0.8	51.5	—	93.6	6.4
海 事 職		4.2	33.3	58.3	4.2	100.0	—
教 育 職 (県立校)		92.7	3.8	3.5	—	60.8	39.2
研 究 職		92.5	6.6	0.9	—	86.9	13.1
医 療 職 (1)		100.0	—	—	—	83.3	16.7
医 療 職 (2)		61.7	37.8	0.5	—	41.0	59.0
医 療 職 (3)		49.2	49.2	1.6	—	2.5	97.5
教 育 職 (中小校)		96.7	3.3	—	—	48.2	51.8
計		74.8	5.2	20.0	0.0	65.4	34.6

給 与 月 額				給与額 前年比	一 人 当 た り 平 均			
小 計	住居手当	そ の 他	合 計		扶養親族数	経験年数	修学年数	年 齢
368,135 円 (384,302)	5,568 円	7,231 円	380,934 円 (397,101)	100.0 %	1.4 人	22.8 年	14.0 年	43.7 歳
347,743 (360,480)	2,842	10,201	360,786 (373,523)	97.4	1.4	19.7	13.9	40.6
369,368 (382,333)	5,854	6,394	381,616 (394,581)	102.4	1.5	27.1	12.7	46.5
383,817 (398,323)	7,774	15,969	407,560 (422,066)	99.8	1.0	19.6	16.0	42.5
391,798 (409,279)	7,413	7,165	406,376 (423,857)	99.5	1.6	20.9	16.6	44.8
569,699 (596,057)	9,833	293,457	872,989 (899,347)	111.8	1.4	14.0	19.2	42.7
340,596 (353,820)	6,010	6,486	353,092 (366,316)	100.6	0.8	18.6	15.7	41.5
358,567 (372,905)	4,064	4,407	367,038 (381,376)	107.0	0.4	20.4	15.3	43.1
401,911 (418,339)	3,343	18,009	423,263 (439,691)	99.5	1.0	22.4	16.0	45.3
381,450 (396,948)	4,828	13,623	399,901 (415,399)	99.7	1.2	21.5	15.2	43.7

第4表 給料表別、級別平均給料月額等

給料表		行 政 職					公 安 職				
区 分	人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均				
		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数	
級	1	176	175,482	24.7	3.6	14.0	274	189,994	22.8	2.0	13.9
	2	485	230,409	30.7	10.5	13.2	346	240,355	28.4	6.1	14.9
	3	891	279,421	35.9	15.6	13.4	215	286,996	35.1	13.8	14.1
	4	974	351,964	42.5	21.1	14.4	606	384,454	48.4	27.9	13.5
	5	961	405,030	52.4	31.5	14.0	328	418,736	51.1	30.6	13.6
	6	601	423,288	56.9	35.6	14.4	104	444,762	54.1	33.3	13.9
	7	59	436,606	57.0	34.5	15.6	20	461,976	56.8	36.0	13.8
	8	39	455,289	56.6	33.6	15.9	14	469,433	57.5	38.4	12.4
	9	16	493,530	57.1	34.0	16.0	12	478,560	58.3	38.2	13.3
	計	4,202	340,184	43.7	22.8	14.0	1,919	330,932	40.6	19.7	13.9

給料表		研 究 職				医 療 職 (1)					
区 分	人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均				
		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数	
級	1					5	308,000	29.4	2.7	18.6	
	2	43	278,095	32.8	8.1	17.1	3	431,296	43.1	14.4	20.0
	3	154	373,560	46.9	23.2	16.6	9	478,837	49.3	19.5	19.3
	4	11	431,973	56.5	33.2	16.2	1	487,680	49.7	21.0	18.0
	5	5	455,942	58.6	35.1	16.4					
	6										
	7										
	8										
	9										
	計	213	359,239	44.8	20.9	16.6	18	423,950	42.7	14.0	19.2

海 事 職					教 育 職 (県立校)				
人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
	給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
7	288,694	34.1	14.9	13.4	141	277,005	39.1	17.9	13.8
11	364,110	49.4	29.4	12.6	2,599	350,536	41.9	18.8	16.1
6	412,128	55.5	37.0	12.0	111	440,955	53.7	30.4	16.3
					64	476,909	57.8	34.8	16.1
24	354,118	46.5	27.1	12.7	2,915	353,197	42.5	19.6	16.0

医 療 職 (2)					医 療 職 (3)				
人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
	給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
3	169,474	25.0	2.8	14.0					
47	203,005	27.3	4.3	15.7	13	214,687	27.2	4.1	15.3
39	272,587	35.2	13.2	15.0	17	262,974	32.5	9.9	15.1
18	311,296	39.1	16.4	15.6	11	301,038	37.9	15.2	14.7
104	391,574	50.3	27.1	16.1	77	381,952	48.8	26.3	15.4
5	415,603	55.2	31.9	16.0					
1	430,752	59.7	37.1	16.0					
217	320,353	41.5	18.6	15.7	118	338,842	43.1	20.4	15.3

給料表		教 育 職 (中 小 校)				
区 分	人 員	一 人 当 たり 平 均				
		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数	
級	1	人	円	歳	年	年
	2	5,062	362,667	44.0	21.2	16.0
	3	416	422,544	51.0	28.1	16.0
	4	387	452,633	55.5	32.5	16.0
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	計	5,865	372,850	45.3	22.4	16.0

第5表 平均給与月額の前年対比

区 分 項 目	行政職給料表適用者				全 職 員			
	平成21年	平成20年	増 減 (A) - (B)		平成21年	平成20年	増 減 (A) - (B)	
	(A)	(B)	額	率	(A)	(B)	額	率
給 料 月 額	340,184 ^円 (353,635)	339,225 ^円 (352,508)	959 ^円 (1,127)	0.3 [%] (0.3)	353,947 ^円 (368,048)	353,039 ^円 (367,014)	908 ^円 (1,034)	0.3 [%] (0.3)
給 料 の 調 整 額	147	188	△ 41	△ 21.8	1,782	2,062	△ 280	△ 13.6
教 職 調 整 額	—	—	—	—	7,355	7,111	244	3.4
扶 養 手 当	13,018	12,976	42	0.3	10,785	10,671	114	1.1
管 理 職 手 当	14,261 (16,977)	15,144 (18,021)	△ 883 (△ 1,044)	△ 5.8 (△ 5.8)	7,335 (8,732)	7,777 (9,257)	△ 442 (△ 525)	△ 5.7 (△ 5.7)
地 域 手 当	525	579	△ 54	△ 9.3	246	406	△ 160	△ 39.4
住 居 手 当	5,568	5,551	17	0.3	4,828	4,871	△ 43	△ 0.9
そ の 他	7,231	7,171	60	0.8	13,623	15,316	△ 1,693	△ 11.1
合 計	380,934 (397,101)	380,834 (396,994)	100 (107)	0.0 (0.0)	399,901 (415,399)	401,253 (416,708)	△ 1,352 (△ 1,309)	△ 0.3 (△ 0.3)

(注) 1 その他は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

2 「△」は減少を示す。(以下各表において同じ。)

3 () 内は、給与条例附則によって減額される前の額及びその額による増減比較である。

第6表 諸手当等平均支給月額等の前年対比

区 分 項 目	支 給 人 員			平 均 支 給 月 額		
	平成21年 人	平成20年 人	増 減 率 %	平成21年 円	平成20年 円	増 減 率 %
給 料 の 調 整 額	1,293	1,643	△ 21.3	21,353	20,240	5.5
教 職 調 整 額	7,675	7,769	△ 1.2	14,845	14,760	0.6
義務教育等教員特別手当	8,595	8,709	△ 1.3	11,675	14,544	△ 19.7
管 理 職 手 当	2,280	2,455	△ 7.1	49,792 (59,277)	51,086 (60,804)	△ 2.5 (△ 2.5)
初 任 給 調 整 手 当	18	52	△ 65.4	286,366	194,840	47.0
扶 養 手 当	8,384	8,630	△ 2.9	19,927	19,939	△ 0.1
地 域 手 当	66	110	△ 40.0	57,646	59,531	△ 3.2
住 居 手 当	7,715	7,948	△ 2.9	9,695	9,881	△ 1.9
通 勤 手 当	12,864	13,359	△ 3.7	10,154	10,074	0.8
単 身 赴 任 手 当	531	581	△ 8.6	26,058	25,989	0.3
特 殊 勤 務 手 当	5,609	6,032	△ 7.0	5,361	5,989	△ 10.5
特 地 勤 務 手 当 ・ 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	336	349	△ 3.7	14,946	14,993	△ 0.3
定 時 制 通 信 教 育 手 当	101	101	0.0	20,251	20,443	△ 0.9
産 業 教 育 手 当	310	312	△ 0.6	19,368	19,341	0.1
農 林 漁 業 改 良 普 及 手 当	114	120	△ 5.0	27,647	26,602	3.9
教 員 特 殊 業 務 手 当	4,134	4,042	2.3	7,811	3,969	96.8

(注) 1 平均支給月額は、当該手当等の受給者の平均額である。

2 特殊勤務手当及び教員特殊業務手当の支給人員は、同一人に2以上の手当が支給されている場合は、それぞれを1人として数えた。

3 () 内は、給与条例附則によって減額される前の額である。

第7表 管理職手当の支給状況

支給区分 給料表	支給区分							計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種		
行政職	16	39	195	96	694	3	92	1,135	52,796 (62,853)
公安職		26	18	21				65	69,469 (82,701)
海事職									0
教育職(県立校)				23	54	62	34	173	48,336 (57,543)
研究職		5	7	6	45			63	54,685 (65,101)
医療職(1)	1	1	8	1				11	81,627 (97,175)
医療職(2)			1	6	31			38	47,836 (56,948)
医療職(3)					16	1	4	21	45,059 (53,642)
教育職(中小校)				17	93	381	283	774	43,446 (51,721)
計	17	71	229	170	933	447	413	2,280	49,792 (59,277)

(注) ()内は、給与条例附則によって減額される前の額である。

第8表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別、扶養手当を受ける職員数及び支給額別扶養親族数等

区分 給料表	扶養親族を有する職員数	支給額別扶養親族数				扶養親族のうち特定期間にある子
		13,000円(配偶者)	11,000円(配偶者のない職員の扶養親族のうち1人)	6,500円(左記以外)	計	
行政職	2,683 ^人	1,829 ^人	113 ^人	3,749 ^人	5,691 ^人	1,061 ^人
公安職	1,257	1,098	16	1,534	2,648	556
海事職	17	15	1	20	36	6
教育職(県立校)	1,445	626	82	2,313	3,021	596
研究職	145	111	6	216	333	53
医療職(1)	11	8	1	16	25	6
医療職(2)	84	44	8	118	170	49
医療職(3)	24	1	3	39	43	14
教育職(中小校)	2,718	757	183	4,980	5,920	1,611
計	8,384	4,489	413	12,985	17,887	3,952

その2 扶養親族数別人員分布

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	2,625 ^人	1,244 ^人	1,078 ^人	303 ^人
2人	2,891	1,152	2,679	293
3人	2,136	1,491	2,096	280
4人	607	502	606	169
5人	108	85	108	73
6人以上	17	15	17	14
計	8,384	4,489	6,584	1,132

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子をいう。

第9表 住居手当の支給状況

区分	手 当 月 額	家 賃 額	人 員
借 家 ・ 借 間	1,000円未満	12,100円以上 13,000円未満	0 ^人
	1,000円以上 2,000円未満	13,000 " 14,000 "	0
	2,000 " 3,000 "	14,000 " 15,000 "	0
	3,000 " 4,000 "	15,000 " 16,000 "	0
	4,000 " 5,000 "	16,000 " 17,000 "	3
	5,000 " 6,000 "	17,000 " 18,000 "	7
	6,000 " 7,000 "	18,000 " 19,000 "	5
	7,000 " 8,000 "	19,000 " 20,000 "	0
	8,000 " 9,000 "	20,000 " 21,000 "	5
	9,000 " 10,000 "	21,000 " 22,000 "	0
	10,000 " 11,000 "	22,000 " 23,000 "	2
	11,000 " 12,000 "	23,000 " 25,000 "	4
	12,000 " 13,000 "	25,000 " 27,000 "	8
	13,000 " 14,000 "	27,000 " 29,000 "	9
	14,000 " 15,000 "	29,000 " 31,000 "	15
	15,000 " 16,000 "	31,000 " 33,000 "	8
	16,000 " 17,000 "	33,000 " 35,000 "	8
	17,000 " 18,000 "	35,000 " 37,000 "	26
	18,000 " 19,000 "	37,000 " 39,000 "	29
	19,000 " 20,000 "	39,000 " 41,000 "	85
	20,000 " 21,000 "	41,000 " 43,000 "	49
	21,000 " 22,000 "	43,000 " 45,000 "	89
	22,000 " 23,000 "	45,000 " 47,000 "	187
	23,000 " 24,000 "	47,000 " 49,000 "	146
	24,000 " 25,000 "	49,000 " 51,000 "	279
	25,000 " 26,000 "	51,000 " 53,000 "	119
	26,000 " 27,000 "	53,000 " 55,000 "	165
27,000円	55,000円以上	1,135	
	計	2,383	
自宅	3,000円	5,324	
配偶者等の居住する借家・借間			8
受給者合計			7,715
借家・借間に係る受給者1人当たりの平均手当月額			24,640 ^円

第10表 通勤手当の支給状況

その1 給料表別、通勤方法別人員

給料表 通勤方法	行政職	公安職	海事職	教育職 (県立校)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (中小校)	計	構成比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
交通機関利用者	857	90		69	17	3	7	7	54	1,104	8.58
鉄道	64	9		23	2	1	1	2	7	109	0.85
バス	697	79		38	15	2	6	5	37	879	6.83
鉄道とバスの併用	96	2		8					10	116	0.90
交通用具使用者	2,411	995	17	2,437	182	12	188	105	5,327	11,674	90.75
自動車	2,244	875	17	2,428	182	11	188	105	5,325	11,375	88.43
原付及び 自動二輪車	7	11		1						19	0.15
自転車	160	109		8		1			2	280	2.18
交通機関と交通用具の併用者	69	1		7	1		3		5	86	0.67
交通機関と自動車	58	1		4	1		3		3	70	0.54
交通機関と原付 及び自動二輪車											
交通機関と自転車	11			3					2	16	0.12
計	3,337	1,086	17	2,513	200	15	198	112	5,386	12,864	100.00

その2 交通機関利用者の通勤費用額別人員

通勤費用額	区 分	交通機関のみを利用する者				交通用具 との 併用者	計	
		鉄 道	バ ス	鉄道とバ スの併用	小 計		人 員	構成比
		人	人	人	人	人	%	
5,000円未満		13	9		22	22	1.8	
5,000円以上 7,000円未満		26	185	2	213	215	18.1	
7,000 " 9,000 "		19	276		295	301	25.3	
9,000 " 11,000 "		4	125	13	142	144	12.1	
11,000 " 13,000 "		5	139	10	154	156	13.1	
13,000 " 15,000 "		6	63	11	80	82	6.9	
15,000 " 17,000 "		3	33	6	42	43	3.6	
17,000 " 19,000 "		8	9	8	25	27	2.3	
19,000 " 21,000 "		4	7		11	16	1.3	
21,000 " 23,000 "		7	8	5	20	23	1.9	
23,000 " 25,000 "			1	4	5	6	0.5	
25,000 " 27,000 "		2	1	6	9	13	1.1	
27,000 " 29,000 "		1	19	21	41	44	3.7	
29,000 " 31,000 "		8		4	12	23	1.9	
31,000 " 33,000 "				2	2	15	1.3	
33,000 " 35,000 "		1		3	4	6	0.5	
35,000 " 37,000 "		1	3	8	12	18	1.5	
37,000 " 39,000 "				3	3	11	0.9	
39,000 " 41,000 "			1	1	2	4	0.3	
41,000 " 43,000 "		1		2	3	9	0.8	
43,000 " 45,000 "				1	1	3	0.3	
45,000 " 47,000 "				1	1	2	0.2	
47,000 " 49,000 "				5	5	5	0.4	
49,000 " 51,000 "								
51,000 " 53,000 "								
53,000 " 55,000 "						1	0.1	
55,000 " 57,000 "						1	0.1	
57,000 " 59,000 "								
59,000円以上								
計		109	879	116	1,104	1,190	100.0	

その3 交通用具使用者の通勤距離別人員

区分 通勤距離	交通用具のみを使用する者			交通機関との併用者			計			総数	
	自動車	原付及び自動二輪車	自転車	自動車	原付及び自動二輪車	自転車	自動車	原付及び自動二輪車	自転車	人員	構成比
4 km未満	1,401	12	238	38		12	1,439	12	250	1,701	14.5%
4 km以上 6 km未満	1,323	3	35	14		4	1,337	3	39	1,379	11.7
6 " 8 "	1,179	2	2	5			1,184	2	2	1,188	10.1
8 " 10 "	963	2	2	2			965	2	2	969	8.2
10 " 12 "	787		2	4			791		2	793	6.7
12 " 14 "	654			3			657			657	5.6
14 " 16 "	566						566			566	4.8
16 " 18 "	492		1	1			493		1	494	4.2
18 " 20 "	460						460			460	3.9
20 " 22 "	468			2			470			470	4.0
22 " 24 "	432						432			432	3.7
24 " 26 "	331			1			332			332	2.8
26 " 28 "	274						274			274	2.3
28 " 30 "	205						205			205	1.7
30 " 32 "	189						189			189	1.6
32 " 34 "	161						161			161	1.4
34 " 36 "	161						161			161	1.4
36 " 38 "	114						114			114	1.0
38 " 40 "	114						114			114	1.0
40 " 42 "	142						142			142	1.2
42 " 44 "	127						127			127	1.1
44 " 46 "	100						100			100	0.9
46 " 48 "	72						72			72	0.6
48 " 50 "	47						47			47	0.4
50 " 52 "	60						60			60	0.5
52 " 54 "	60						60			60	0.5
54 " 56 "	81						81			81	0.7
56 " 58 "	46						46			46	0.4
58 " 60 "	52						52			52	0.4
60 " 62 "	48						48			48	0.4
62 " 64 "	37						37			37	0.3
64 " 66 "	39						39			39	0.3
66 " 68 "	38						38			38	0.3
68 " 70 "	20						20			20	0.2
70 " 75 "	37						37			37	0.3
75 " 80 "	44						44			44	0.4
80km以上	51						51			51	0.4
計	11,375	19	280	70		16	11,445	19	296	11,760	100.0

第11表 特殊勤務手当の種類別平均支給額
(月額特殊勤務手当)

手当の名称	項目	支給人員	平均支給額
社会福祉業務手当		19人	11,800円
防疫等業務手当		2	12,500
放射線取扱手当		2	7,000
病害虫防除手当		8	23,412
家畜保健衛生手当		26	12,500
職業訓練手当		41	32,508

(日額特殊勤務手当)

手当の名称	項目	支給人員	平均支給額
県税業務手当		73人	4,080円
社会福祉業務手当		19	3,282
精神保健業務手当		10	616
防疫等業務手当	結核予防業務	6	870
	感染症業務	6	338
	狂犬病業務	18	1,886
夜間看護手当	4時間以上	39	13,623
	2時間以上4時間未満	41	10,751
公害防止等業務手当	煤煙・汚水・悪臭調査検査	12	886
	廃棄物処理等業務	16	822
	地上20m以上検査	2	320
有害薬剤等取扱手当	有害薬剤等取扱作業	31	1,945
特殊現場作業手当	高所作業	13	2,880
種雄家畜取扱等作業手当		1	460
乗船作業手当	漁業取締業務	5	3,190
	乗船作業	4	1,045
潜水手当	潜水深度20mまで	7	302
用地交渉等手当		29	2,357
講師手当		7	8,742
学校職員手当	兼務授業	3	5,133
	試験面接	1	2,100
	夜間業務	4	840
教育業務連	絡指導手当	2,092	4,183
警察職員手当	海上警備作業	3	380
	術科指導作業	3	230
	夜間特殊作業	643	5,790
	緊急呼出作業	341	2,058
	死体取扱作業	338	4,587
	警衛警護	1	10,240
	犯罪捜査・鑑識	624	8,460
	交通特殊運転	186	5,602
	交通捜査等作業	123	3,303
	交通整理等作業	161	4,682
	警ら作業	418	6,705
	被疑者等留置作業	170	3,930
航空手		12	25,361
多学年学級担当手当		49	6,048

(注) 平成21年4月において支給実績のない手当の掲載は省略した。